

仕様書

1 件名

東京 2025 世界陸上競技選手権大会に伴うフードトラックによる飲食販売コーディネート業務委託

2 目的

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「委託者」という。）は、東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下「本大会」という。）における所定の期間において、WORLD ATHLETICS との間で締結している EVENT ORGANIZATION AGREEMENT 及び WORLD ATHLETICS SERIES EVENTGUIDE に基づき、メディア関係者等（以下「提供対象者」という。）に対する飲食提供の一環として、フードトラックによる飲食物の調理・販売を実施する必要がある。

本業務は、委託者が提供対象者の需要等に対応した計画的かつ効率的な調理をはじめ、委託者が指定する場所における飲食の販売、管理、運営等に係る一連のコーディネート業務を事業者(以下「受託者」という。)に委託し、徹底した安全衛生管理の下、提供対象者の需要等に対応した計画的かつ効率的な飲食の調理、販売を行うことを目的とする。

3 飲食サービス提供対象者

(1) 競技会場で業務を行うメディア関係者（ペン記者・フォトグラファー等）、RHB（Rights holding broadcasters）、テクニカルサプライヤー【約 2,000 人】

(2) 想定提供対象人数

（昼食）約 1,000 人、（夕食）約 1,000 人（昼食、夕食ともフードトラックでの喫食率 50%にて想定）

（深夜食）約 100 人

※上記は想定人数であり、当日の天候等の状況により変動の可能性がある。

※大会開催前及び大会開催期間のうち、特にモーニングセッションのない日程については、想定人数に変動が生じる場合がある。

4 出店概要（予定）

(1) 出店期間

2025 年 9 月 1 日（月）～2025 年 9 月 26 日（金）

（深夜食の出店期間は 9 月 13 日（土）～9 月 21 日（日））

(2) 出店時間

昼食：午前 11 時 00 分～午後 2 時（ラストオーダー：午後 2 時）

夕食：午後 4 時 00 分～午後 7 時（ラストオーダー：午後 7 時）

深夜食：午後 9 時 30 分～午後 11 時 30 分（ラストオーダー：午後 11 時 15 分）

※出店時間については、委託者との協議により別途定める。

(3) 出店場所

東京体育館第2駐車場敷地内委託者指定場所（別紙1参照）
（住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷1-17-1）

(4) 天候急変等発生時の対応

委託者は、天候の急変等があった場合は、出店当日に出店中止の判断を行うことができる。また、台風の接近等により荒天が予想されフードトラックの設置が困難と委託者が判断した場合は、出店を中止とすることができる。
なお、上記の場合の出店中止に伴う費用は受託者負担とする。

(5) 出店台数

5台以上10台以下とする。ただし、出店台数については、委託者と協議の上別途定める。

※天候不順等により利用客数に変動が見込まれる場合は、委託者と協議の上、出店台数及び販売食数を調整することができる。

(6) 出店形態・方法

委託者が指定する時間帯及び場所においてフードトラックを配置し、調理・販売により飲食物の提供を行う。なお、フードトラックの配置、販売メニューの種類については、委託者との協議により決定すること。

5 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日（金）までとする。

6 項目等の適用

受託者が、自らフードトラックの一部または全てを出店する場合は、本仕様書におけるフードトラック事業者に係る項目・要件等を適用する。

7 契約概要

- (1) 契約形態 無償業務委託
- (2) 出店料 無料

第1章 総則

第1節 一般条項

1 前提条件

(1) 大会基本情報

大会期間：2025年9月13日（土）～21日（日）[9日間]

競技会場：国立競技場ほか

種目数（予定）：49種目（男子24種目、女子24種目、男女混合1種目）

来場者数（見込み）：約60万人

(2) 留意事項

上記（1）の前提条件は現時点の想定であり、今後、WAとの調整状況等により変更となる場合がある。本業務の履行中に上記前提条件に変更があった場合は、委託者と協議の上、対応すること。

2 提供資料

(1) 委託者は受託者に対して、以下の資料を貸与する。

ア WORLD ATHLETICS SERIES EVENT GUIDE

（本大会の開催にあたり、開催国の組織委員会等が標準的に遵守すべき事項やWAとの役割分担等が記載された資料）

イ その他委託者が必要と認めた資料

(2) 受託者は、本業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。ただし、委託者は、必要と思われる資料を受託者に貸与することができる。

(3) 受託者は、貸与された資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。

(4) 受託者は、守秘義務の必要な資料を複製してはならない。

3 資料の管理

(1) 受託者は、運営計画の作成に際し、第三者の著作権等が抵触する場合、その責任と費用をもって適正に処理すること。

(2) 本業務により得られたデータ等の使用・保存・処分には細心の注意をもって業務を遂行し、外部に漏洩することのないよう万全の体制を講ずること。

(3) 受託者は、委託者から資料の貸与を受けた場合には、善良な管理者の注意をもって当該資料を取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において代品を収め、又は原状に復した上で返還し、若しくはこれに代えてその損害を賠償しなければならない。

(4) 受託者は、履行完了までに委託者に資料を返却しなければならない。

(5) 委託者以外の第三者から資料の貸与を受ける場合も同様に、適正に管理を行わなければならない。

4 情報セキュリティ

電子情報の取扱いに関して、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針等と同様

の水準での情報セキュリティを確保しなければならない。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

5 契約内容などの変更

受託者は、本業務着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、委託者と協議すること。

6 軽微な変更

本業務の履行において、状況の変動等により、作業に重大な影響のない軽微な変更があった場合は、委託者と協議の上履行するものとする。

7 自動車利用における遵守事項

本契約の履行に当たって、自動車を使用又は利用する場合には、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条の規定に基づき、ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質現象装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

8 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、再委託する業務の内容について事前に委託者の承認を得た場合については、この限りでない。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。
- (3) 本業務の再委託先である協力会社は、東京都の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。
- (4) 受託者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承認を必要としない。
- (5) 受託者は、(4)に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承認を得るものとする。
- (6) 受託者は、(1)及び(5)に基づき本業務を再委託する場合、書面により協力会社との契約関係を明確にするものとするとともに協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。また、協力会社に対し業務の実施について適切な指導、管理を行うものとする。

9 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、委託者への

報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする事。

10 関係官公庁その他への手続

- (1) 受託者は、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が関係官公庁等から連絡等を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し、協議するものとする。

11 法令等の遵守

受託者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図らなければならない。

12 秘密保持及び個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、本業務の内容、委託者から貸与された各種資料及び本契約の履行過程で知り得た委託者、ワールドアスレチックス及び日本陸上競技連盟の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理保管するものとし、委託者の事前の書面による承諾なくして公表し、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約の遂行以外の目的で使用してはならない。本契約終了後においても同様とする。
- (2) 委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び受託者が本委託業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複製、複製又は第三者に提供してはならないものとする。受託者は、本契約期間満了後は、委託者の保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を、委託者の指示に従い返却又は委託者が指示する方法に従い廃棄するものとする。

13. 持続可能な調達について

受託者は、本業務の履行にあたり、別紙2「持続可能な調達に係る標準特記仕様書」に基づき、持続可能な調達に努めなければならない。

14. その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

第2節 業務履行の適正化

1. 業務の着手

受託者は、契約確定の日以降、速やかに業務に着手しなければならない。

2. 行程管理

- (1) 受託者は、契約確定の日以降速やかに業務の実施計画を提出しなければならない。
- (2) 実施計画の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更実施計画を委託者に提出するものとする。
- (3) 実施計画について委託者が特に指示した場合は、更に細部の実施計画を提出しなければならない。
- (4) 実施計画で定められた業務の履行については、行程の進捗管理を徹底するとともに、必要に応じ委託者と協議の上、履行しなければならない。

第2章 業務

1. 業務の全体方針

受託者は、提供対象者に対して、下記（１）～（４）の方針に基づき、飲食物を提供すること。なお、業務にあたっては、大会開催基本計画等必要な考え方を理解して取り組むこと。

（１）ホスピタリティ

提供対象者のニーズに合った美味しい食事と飲料を全ての対象者に提供すること。

（２）安全衛生管理の徹底

受託者が出店をあっせんするフードトラック事業者は、「食品衛生法」、「食品表示法」及び地方自治体が定める条例を遵守するとともに、所轄保健所の指導や HACCP に沿った衛生管理を実施し、全ての提供対象者に対し食品事故防止に努めること。

（３）合理的・効率的な運営

提供対象者の滞留抑制及び円滑な飲食物の販売に向けた合理的・効率的な運営を図ること。

（４）環境配慮の取組

使い捨てプラスチックの利用抑制や廃棄物の削減など、開催基本計画に記載の「コンパクトで環境に配慮した持続可能な大会の実現」に向けた取組を実施すること。

2. 業務の内容及び条件

（１）業務計画の作成

受託者は、以下（２）～（１６）の内容を盛り込んだ業務計画を作成すること。

（２）メニュー開発等

受託者は、以下のア、イを満たすようフードトラック事業者と調整すること。

ア 受託者は、調製能力、積載量、当日の運用等を勘案し、以下（イ）～（ハ）を満たすフードトラックを配置するよう調整すること。

（イ）パン系（ハンバーガー等、サイドディッシュ付き）専用フードトラック

（ロ）ライス系（日本食、多国籍料理等、サイドディッシュ付き）専用フードトラック

（ハ）ヌードル系（パスタ等、サイドディッシュ）専用フードトラック

※上記のうち、昼食及び夕食の各メニューについて、１種類以上のビーガン対応及びハラル対応が可能なフードトラックを１台以上配置すること。

※具体的なメニュー内容及び販売価格については、契約締結後、受託者は委託者と協議の上、決定する。

イ 受託者は、以下の販売価格を満たすフードトラックを配置するよう調整すること。

（イ）フード……1,500 円/品（税込）以内の料理を２種類以上販売すること。

（ロ）ドリンク…500 円/品（税込）以内の飲料を２種類以上販売すること。

（３）販売時の精算方法

販売時の精算方法は、現金（日本円）及び各種クレジットカードに対応することとし、受託者又はフードトラック事業者の責任においてクレジットカード決済端末等の準備を行うこと。なお、クレジットカードの精算については、磁気読み取り型に対応していること。

飲食販売による収益はフードトラック事業者に帰属する。ただし、受託者とフードト

トラック事業者との間で別途協議の上定めることができる。

(4) 特定原材料名等の表示及び周知

食品表示法に基づくアレルギー（特定原材料）8品目を表示するとともに、保存方法、消費期限を掲示等により周知すること。アレルギー（特定原材料）8品目以外についても、説明を求められた場合は説明対応に努めること。

なお、法改正等があった場合は最新の法令等により対応すること。

(5) 多言語対応

メニュー、看板、2（4）に掲げる表示内容については、日本語・英語表記を必須とする。

(6) 発電機等の準備

運営に必要な電源供給源（発電機等）は、フードトラック事業者が準備すること。

(7) 清掃等

ア 調理を行う車両内の清掃、フードトラック設置場所における可燃・不燃ゴミの分別容器の設置はフードトラック事業者が対応すること。

イ 調理を行う車両内で発生した廃棄物（調理過程で発生する廃棄物）及びフードトラック設置場所において提供対象者に提供した料理の残飯、包材等の廃棄物が生じた場合は、フードトラック事業者が回収の上廃棄すること。

(8) 衛生管理及び食中毒対策

ア 受託者があっせんによりフードトラック事業者による飲食販売を実施するにあたっては、食品衛生法及び関係法令の遵守をフードトラック事業者に徹底させるとともに、食品衛生法に係る諸手続きを、フードトラック事業者の責任において実施させること。また、食中毒事故の防止を徹底するため、HACCPに沿った衛生管理をフードトラック事業者に徹底させるとともに、フードトラック内の衛生管理及び食材の品質管理等について、フードトラック事業者の責任において実施することを徹底すること。

イ フードトラックで販売した飲食物に起因し、食中毒が発生した場合又はフードトラック事業者の関連施設（仕込み場所等）で食中毒が発生し、フードトラックでの飲食物の提供が困難に陥った場合は、受託者が代行保証（代行契約の締結、複数の調理施設及び人員の確保等）として、代替運営の内容について委託者へ提示の上、協議を行い、委託者承認後、速やかに対応を行うこと。

ウ 食品衛生法施行規則に準じ、飲食に起因する健康被害及び関係法令に違反する情報を受託者が得た場合は、速やかに委託者及び所轄保健所に報告し、所轄保健所の指示に従うこと。

エ フードトラックで販売する飲食物は、衛生管理の観点から、作り置きを行わないこと。

(9) 保険加入

受託者は、受託者又はフードトラック事業者の費用負担により、施設賠償責任保険、食中毒に係る賠償責任保険等に加入するものとする。

(10) 現場責任者の配置

受託者は、営業時間内に常駐して運営に関する責任を負い、利用者からの苦情等に対応すると共に、委託者との対応にあたる現場責任者を1名任命し配置すること。現場責任者が不在の時は代理の者を置き、同等の責任を負い対応すること。

(11) 看板等の設置

受託者は、看板等の定着物を設置する場合は、設置場所、大きさ、デザイン及び内容

について、事前に委託者と協議すること。

看板等に協議していない内容が含まれていることを確認した場合、委託者は受託者に対しその是正、削除または撤去を指示するので従うこと。

(12) 食品ロス対策

受託者は、「第2章1(4)環境配慮の取組」に基づき、状況に応じた提供食数の精査に努めるとともに、食材の調達方法の工夫やフードバンクの活用等、食品廃棄物抑制のための具体策を委託者と協議し、履行すること。

(13) 持続可能な取組

受託者は、「第2章1(4)環境配慮の取組」に基づき、紙製食器の活用等、持続可能な大会実現のための具体策を委託者と協議し、履行すること。

(14) マニュアルの整備及び研修

食品の安全を含む食品提供全般に係るマニュアルを整備するとともに、スタッフへの事前研修を十分に実施し、大会期間中の円滑な運營業務を図ること。

(15) 大会期間中の報告

受託者は、大会期間中、委託者が求める事項(車両・メニュー別の販売及び売れ残り状況等)について、日々委託者へ報告すること。

(16) 緊急時対応

受託者は、苦情等の業務トラブルが発生した際には、丁寧な対応により解決を図るとともに、委託者へ迅速に連絡、報告の上、必要に応じて指示を仰ぐこと。

また、事故等が発生した際の緊急連絡システムを予め作成すること。

3. 留意事項

(1) ノンブランド対応

本業務の履行に係るスタッフは、受託者のブランドやロゴの入った衣服(シューズを含む)を着用してはならない。スタッフの被服(ユニフォーム)の調達にあたっては、大会スポンサー製品またはノンブランド製品(企業ロゴの掲載がないもの)を手配すること。

提供メニューや既製品、POP、看板等においても、受託者のブランドや企業名、ロゴの入ったものを表示してはならない。大会スポンサー製品を除き、ノンブランドで表示すること。

(2) 準備対応

受託者又はフードトラック事業者は、下記項目について準備、対応すること。

No	詳細内容
①	フードトラック事業者の持ち込み機材、発電機、食材保管庫等
②	食器・カトラリー・什器・備品・消耗品
③	廃物物処理用分別ゴミ箱
④	各店舗における販売メニュー及び金額表示(看板)
⑤	メニューカード (日本語・英語・アレルギー(特定原材料)8品目表記 ^{※1} ・ピクトグラム)
⑥	ノンブランド対応に係るマスキング ^{※2}
⑦	飲食店営業許可取得
⑧	食中毒対策(PL保険、施設賠償責任保険の加入等)

⑨	クレジットカード決済端末等
⑩	調理従事者等の検便及びその費用の調整

※1 アレルギー（特定原材料）8品目以外の説明を求められた場合の対応も含む

※2 「留意事項（1）ノンブランド対応」に基づき、本業務に関し、第三者から必要製品等を調達した場合、委託者に引き渡す前までに必要製品等の調達先が判別できないよう、第三者又は第三者の製品若しくはサービスにかかるロゴ、シンボル、エンブレム、製造者名その他の標章（以下、「ロゴ等」という。）にマスキング等を施すこと。

4. 報告書の作成及び提出

（1）報告書の内容等

受託者は、契約期間終了日までに下記事項等を含む報告書を取りまとめ、提出すること。報告書の構成等の詳細については、委託者と協議すること。

主な報告事項	集計頻度
日別時間帯別車両別販売食数	日別/時間帯別/車両別
メニューアイテム別販売数	同上
食品廃棄物の量、調理済み数量と販売数量との差異、販売されなかった調理済み食品の処理方法（フードバンク、再資源化、廃棄等）ごとの量	同上
状況写真（提供メニュー等）	同上
その他*委託者が求める実績	同上

※業務トラブル（食材不足、提供食数不足、クレーム等）、委託者への要望等

（2）作成部数

電子データ(CD-R等) 2部

（3）提出先

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 5階

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

5. 損害賠償

受託者が、委託者又は第三者に受託者の責めに帰する理由により損害を与えたときは、受託者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。

また、フードトラック事業者がその責めに帰する理由により、使用する行政財産の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、受託者は当該滅失又は損傷による損害額を施設管理者に支払わなければならない。ただし、受託者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

6. その他

（1）疑義等の取り扱い

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者間で協議し決定することとする。

（2）その他

委託者からの要望について、受託者は協議に応じ、実施に努めること。

7. 契約取消又は変更

委託者は、次のいずれかに該当するときは、契約を取消し、又は変更することができる。この場合において、受託者及びフードトラック事業者に損害又は損失が生じても、委託者はその賠償又は補償の責めを負わない。

ア 受託者又はフードトラック事業者が施設管理上の諸規定に違反したとき。

イ 応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき。

ウ 休業状態が1か月間継続しているとき。

エ 食品衛生法に基づく営業等の停止や禁止処分を受けたとき。



国土地理院地図より作成

持続可能な調達に係る標準特記仕様書

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「財団」という。）と契約した受注者、受託者等（以下「受注者等」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従うこととする。

1 調達に係る持続可能性を踏まえた業務の履行

受注者等は、本契約に係る調達において持続可能性を確保するとの趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

2 業務の推進体制

受注者等は、契約締結後直ちに持続可能性に配慮した調達を履行できる体制を整えること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

受注者等は、この契約の履行に関する持続可能性に係る遵守事項について、調達に関与する従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

4 持続可能な調達

- (1) 受注者等は、契約内容が物品の調達又はサービスの提供である場合にあっては、調達又は提供する物品又はサービスについて、「東京都グリーン購入ガイド」（東京都）の環境配慮仕様の水準 1 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green) を満たすものを調達し、又は提供すること。
- (2) 受注者等は、契約内容が工事の受注である場合にあっては、工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などに関し、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/pdf/kankyobuppin2023.pdf>) に従って調達すること。
- (3) 受注者等は、できる限り、東京都に近い地域（国立競技場から概ね 100km 以内）の事業者（生産者、卸売業者又は小売業者）から契約の履行に係る物品を調達するよう努めること。

5 情報の記録及び提出

- (1) 受注者等は、4 (1) 又は (2) の規定に従い調達した物品等の仕様を記録すること。
- (2) 受注者等は、契約履行完了時においては、この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面（様式 1）で報告すること。

6 実地調査及び指示等

- (1) 財団は、必要があると認める場合には、受注者等の作業場所の実地調査を含む受注者等の作業状況の調査及び受注者等に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受注者等は、(1) の規定に基づき、財団から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従うこと。

持続可能な調達に係る標準特記仕様書 遵守事項 確認報告書

契約件名 ※

事業者名 ※

確認事項		確認結果
下記の「持続可能な調達」を計画・実施・確認する責任者を明確にし、持続可能性に配慮した調達を履行できる体制を整備した		はい いいえ
持続可能性に係る遵守事項について、調達を行う前に、責任者から、調達に関与する従事者全員に対し、標準特記仕様書の内容を十分に説明した		はい いいえ
持続可能な調達		
契約内容が物品の調達又はサービスの提供に該当する場合		
↳	調達する物品又はサービスが「東京都グリーン購入ガイド」に定めのある品目である	はい いいえ
「はい」の場合は、下の欄を記入		↓
	該当品目について「東京都グリーン購入ガイド」の環境配慮仕様の水準1を満たす物品を調達し、又はサービスを提供した	はい いいえ
契約内容が工事の受注に該当する場合		
↳	工事内容が「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の適用範囲に該当する（契約額が500万円以上の建設工事等（解体工事のみの場合を除く）である）	はい いいえ
「はい」の場合は、下の欄を記入		↓
	工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などに関し、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）に従って調達した	はい いいえ
契約内容が物品等の調達を伴う場合		
↳	主要な調達品について、東京都に近い地域（国立競技場から概ね100km以内）の事業者から調達した【努力義務】	はい いいえ
「はい」の場合は、下の欄を記入		↓
	物品等を調達した相手事業者の名称及び所在地 ※	

【記入方法】

- ・ 確認結果欄は、実態に応じて「はい」又は「いいえ」を○で囲む。
- ・ ※欄には、具体的な内容を記載する。